

先行事例における業務方法書

	大阪府立病院機構	りんくう総合医療センター	神戸市民病院機構	京都市立病院機構	福岡市立病院機構
目的	(目的) 第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政 法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下 「法」という。）第 22 条第 1 項及び大阪 府地方独立行政法人法施行細則（平成 17 年大阪府規則第 30 号）の規定に基づき、 地方独立行政法人大阪府立病院機構（以 下「法人」という。）の業務の方法につ いて基本的事項を定め、その業務の適正 な運営に資することを目的とする。	(目的) 第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政 法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下 「法」という。）第 22 条第 1 項及び泉佐 野市地方独立行政法人法施行細則（平成 22 年泉佐野市規則第 19 号）の規定に基づ き、地方独立行政法人りんくう総合医療 センター（以下「法人」という。）の業 務の方法について基本的事項を定め、そ の業務の適正な運営に資することを目 的とする。	(目的) 第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政 法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下 「法」という。）第 22 条第 1 項及び地方 独立行政法人神戸市民病院機構の業務 運営等に関する規則（平成 21 年神戸市 規則第 号）の規定に基づき、地方独立 行政法人神戸市民病院機構（以下「法人」 という。）の業務の方法に関する基本的 事項を定め、その業務の適正な運営に資 することを目的とする。	(目的) 第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政 法人法（以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び地方独立行政法人京都市立病院 機構の業務運営並びに財務及び会計に 関する規則第 3 条の規定に基づき、地方 独立行政法人京都市立病院機構（以下 「法人」という。）の業務の方法につ いて基本的事項を定め、その業務の適正 な執行に資することを目的とする。	(目的) 第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政 法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下 「法」という。）第 22 条第 1 項及び地方 独立行政法人福岡市立病院機構の業務 運営等に関する規則（平成 21 年福岡市 規則第 139 号）の規定に基づき、地方独 立行政法人福岡市立病院機構（以下「法 人」という。）の業務の方法について基 本的事項を定め、その業務の適正かつ効 率的な運営に資することを目的とする。
業務 運営 の基 本方 針	(業務運営の基本方針) 第 2 条 法人は、法第 25 条第 1 項の規定 により大阪府知事（以下「知事」という。） から指示された中期目標に基づき、業務 の効果的かつ効率的な運営に努めるも のとする。	(業務運営の基本方針) 第 2 条 法人は、法第 25 条第 1 項の規定 により泉佐野市長（以下「市長」という。） から指示された中期目標に基づき、業務 の効果的かつ効率的な運営に努めるも のとする。	(業務運営の基本方針) 第 2 条 法人は、法第 25 条第 1 項の規定 により神戸市長（以下「市長」という。） から指示された中期目標に基づき、業務 の効果的かつ効率的な運営に努めるも のとする。	(業務運営の基本方針) 第 2 条 法人は、その行う事務及び事業が 住民の生活、地域社会及び地域経済の安 定等の公共上の見地から確実に実施さ れることが必要なものであることにか んがみ、適正かつ効率的にその業務を運 営するものとする。 2 法人は、法の定めるところによりその 業務の内容を公表すること等を通じて、 組織及び運営の状況を住民に明らかに するものとする。	(業務運営の基本方針) 第 2 条 法人は、法第 25 条第 1 項の規定 により福岡市長（以下「市長」という。） から指示された中期目標に基づき、業務 の効果的かつ効率的な運営に努めるも のとする。
病院 の設 置及 び運 営	(病院の設置及び運営) 第 3 条 法人は、大阪府の医療政策として 求められる高度専門医療を提供し、及び 府域における医療水準の向上を図り、府 民の健康の維持と増進に寄与するため、 地方独立行政法人大阪府立病院機構定 款（以下「定款」という。）第 17 条に定 める病院を設置し、これを運営するもの とする。	(病院の設置及び運営) 第 3 条 法人は、地域住民に救急医療、高 度医療をはじめ、質の高い医療を提供す るとともに、地域の医療機関と連携し、 もって地域住民の生命と健康を守るた め、地方独立行政法人りんくう総合医療 センター定款（以下「定款」という。） 第 17 条に定める病院を設置し、これを 運営するものとする。	(病院の設置及び管理) 第 3 条 法人は、市民の立場に立った質の 高い医療を安全に提供し、もって市民の 信頼に応え、市民の生命と健康を守るた め、地方独立行政法人神戸市民病院機構 定款（以下「定款」という。）第 3 条に 定める病院を設置し、これを管理するも のとする。		(病院の設置及び運営) 第 3 条 法人は、福岡市における医療施策 として求められる救急医療、高度専門医 療等を提供すること等により、市内の医 療水準の向上を図り、もって市民の健康 の維持及び増進に寄与するため、地方独 立行政法人福岡市立病院機構定款（以下 「定款」という。）第 17 条に定める病院 を設置し、これを運営するものとする。
法人 の行 う業 務	(法人の行う業務) 第 4 条 法人は、定款第 18 条の規定に基 づき、次の業務を行うものとする。 一 医療の提供 二 医療に関する調査及び研究 三 医療に関する技術者の研修 四 児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚 生省令第 63 号）第 48 条第 2 号に規定 する第一種自閉症児施設の運営 五 前各号に掲げる業務に付帯する業務 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業 務の遂行に支障のない範囲内で、その建 物の一部、設備、器械及び器具を、法人 に勤務しない医師等の診療又は研究の ために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内におい て、法人以外の者から受託し、又は法人 以外の者と連携して、調査及び研究並び	(法人の行う業務) 第 4 条 法人は、定款第 18 条の規定に基 づき、次の業務を行うものとする。 （1）医療の提供 （2）医療に関する調査及び研究 （3）医療に関する従事者の研修 （4）災害等における医療救護 （5）人間ドック、健康診断等の予防医療 の提供 （6）前各号に掲げる業務に付帯する業務 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業 務の遂行に支障のない範囲内で、その建 物の一部、設備、器械及び器具を、法人 に勤務しない医師等の診療又は研究の ために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内におい て、法人以外の者から受託し、又は法人 以外の者と連携して、調査及び研究並び	(法人の行う業務) 第 4 条 法人は、定款第 20 条第 1 項の規 定に基づき、前条の業務のほか、次の業 務を行うものとする。 一 医療の提供 二 医療に関する調査及び研究 三 医療に関する技術者の研修 四 前 3 号に掲げる業務に付帯する業務 2 法人は、定款第 20 条第 2 項の規定に 基づき、市長から救助等の実施を求めら れたときは、その求めに応じ、救助等 を行わなければならない。 3 法人は、定款第 20 条第 3 項の規定に 基づき、災害等の緊急事態に対処するた め、必要な救助等を自ら行うものとす る。 4 法人は、前 3 項の業務のほか、当該業 務の遂行に支障のない範囲内で、その建	(業務の執行に関する事項) 第 5 条 法人は、地方独立行政法人京都市 立病院機構定款第 15 条各号に規定する 業務を行う。 2 法人の設置する病院、診療所又は介護 老人保健施設における診療科目、実施事 業及び管理に関し必要な事項は、法人の 規程で定めるものとする。	(法人の行う業務) 第 4 条 法人は、定款第 18 条の規定に基 づき、次の業務を行うものとする。 （1）医療の提供 （2）医療に関する調査及び研究 （3）医療に関する従事者の研修 （4）前 3 号に掲げる業務に付帯する業 務 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業 務の遂行に支障のない範囲内で、その建 物の一部、設備、器械及び器具を、法人 に勤務しない医師等の診療又は研究の ために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内におい て、新薬の開発治験など、法人以外の者 から受託し、又は法人以外の者と連携し て、調査及び研究並びに業務を行うこと ができる。

	に業務を行うことができる。	に業務を行うことができる。	物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 5 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。		
緊急時の知事等の要求	(緊急時の知事の要求) 第5条 法人は、定款第19条の規定に基づき、知事から定款第18条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。	(緊急時における市長の要求) 第5条 法人は、定款第19条の規定に基づき、市長から定款第18条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。			(緊急時の市長の要求) 第5条 法人は、定款第19条の規定に基づき、市長から定款第18条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。
業務の委託	(業務の委託) 第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。	(業務の委託) 第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。	(業務の委託) 第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。		(業務の委託) 第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合は、業務の一部を委託することができる。
委託契約	(委託契約) 第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。	(委託契約) 第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。	(委託契約) 第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。		(委託契約) 第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。
契約の方法	(契約の方法) 第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。	(契約の方法) 第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。	(契約の方法) 第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。		(契約の方法) 第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約に関しては、一般競争、指名競争、随意契約、又はせり売りの方法によるものとする。 2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。
経費の執行等				(経費の執行等) 第3条 法人の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度で支出するものとする。 2 法人の収入は、的確かつ厳正に確保するものとする。	
財産の管理及び運用				(財産の管理及び運用) 第4条 法人の財産は、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用するものとする。	
雑則	(雑則) 第9条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。	(委任) 第9条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、法人の規程に定めるものとする。	(雑則) 第8条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。	(雑則) 第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務の方法に関し必要な事項は、法人の規程で定める。	(委任) 第9条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。
附則	この業務方法書は、知事の認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。	この業務方法書は、平成23年4月1日から施行する。	この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。	この業務方法書は、京都市長の認可の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。